

審査基準整理票

処分名	自動車駐車場の使用の許可		
根拠法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例	(条項)	第46条第1項
基準法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例	(条項)	第45条
所管部署	都市計画部 住宅課 管理係		
標準処理期間	5 日	法定処理期間	日
【審査基準】	・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
<p>大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第45条各号に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>[根拠法令] 条例第46条第1項 条例第45条に規定する資格のある者で、駐車場を使用しようとする者は、市長の定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。</p> <p>[根拠法令] 条例第45条 市営住宅の共同施設として整備された自動車駐車場を使用することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 当該市営住宅の入居者又は同居者であること。 (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。 (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。 (4) 条例第36条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しないこと。</p>			